

社労 think NEWS (併設 社労士家村事務所)

—2021年 如月号—



～事務所宣言～ 私たちは男女がともに安心して子育てをし、仕事に打ち込める社会を目指します

〒101-0022

東京都千代田区神田練馬町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail k@iemura.jp URL <https://sr-wakariyasuku.com/>

雇用調整助成金 特例延長&大企業引き上げ

雇用調整助成金の特例措置が、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長されました。現行の3月7日までの緊急事態宣言を前提とすると、4月末までとなります。(2月中に解除されても4月末までは継続)

5月以降は、企業の経営状況や感染状況に応じて、上限額を下げながら少なくとも6月末までは特例措置を続けるとのことです。

また、緊急事態宣言対象区域の知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する飲食店等又は売上等が前年又は前々年同期と比べ3か月の平均値で30%以上減少した全国の大企業に関しては、緊急事態宣言対応特例として助成率が4/5(解雇等を行っていない場合は10/10)に引き上げられます。

2021年春の保険料率改定

○ 令和3年3月分(4月納付分)から協会けんぽの健康保険料率改定 (カッコ内は被保険者負担分)

・東京都	9.84% (4.920%)	引下げ
・千葉県	9.79% (4.895%)	引上げ
・埼玉県	9.80% (4.900%)	引下げ
・神奈川県	9.99% (4.995%)	引上げ
・栃木県	9.87% (4.935%)	引下げ
・茨城県	9.74% (4.870%)	引下げ
・群馬県	9.66% (4.830%)	引下げ

○ 令和3年3月分(4月納付分)から協会けんぽの介護保険料率改定(カッコ内は被保険者負担分)

・全国一律	1.80% (0.900%)	引上げ
-------	----------------	-----

○ 令和3年度の雇用保険料率は改定なし

障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害のある人の雇用を促進するため、事業主には法定の割合で障害者を雇用する義務があり、現在、民間企業の法定雇用率は2.2%(従業員45.5人以上につき、障害

者1人以上を雇用)です。

令和3年3月1日からは、法定雇用率が2.3%(従業員43.5人以上につき障害者1人以上を雇用)に引き上げられます。従業員43.5人以上の事業主は毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告する義務があります。また、障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。詳しくは弊所までお問い合わせください。

協会けんぽ 押印廃止書類について

協会けんぽの各種申請書ごとの押印の要否が公表されました。例えば傷病手当金では、医師の記載欄も押印不要となりました。一方、出産育児一時金では、市区町村長記載欄は押印継続となっている等、注意が必要な書類もあります。詳しくは下記リンク先をご覧ください。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g1/r3-2/2021021301/>

テレワークセミナーの講師を務めました

既にメールにてお知らせしておりますが、公益財団法人千葉市産業振興財団様主催のセミナーの講師を家村が務めました。テーマは「BCPとしてのテレワーク労務管理のポイント」です。オンデマンドで今月末まで配信されております。よろしければご視聴ください。

弊所の体制について

弊所では新型コロナウイルス感染対策として、職員のシフトを見直し対応しております。引き続き、ご相談やお問合せはメールまたは家村携帯 **09035225025** までお願いします。ZoomやWebex等にも対応しております。いつでもお問合せください。

電子申請

なら



弊所にお任せください。